

若松小防災マニュアル

～保護者用～

府中市立若松小学校

1, 保護者の皆様に知っていただきたいこと

① このマニュアルは、災害時または災害が予想される場合に適用されます。

しかし、場合によっては学校の対応がマニュアル通りに行われない場合も想定されます。本マニュアルは、基本的な対応であるということをご理解いただき、保護者の皆様の普段からの災害への備え、また災害における自主的な判断をお願いいたします。

② 「防災マニュアル」の中で重要なポイントは【連絡】です。

しかしながら、緊急時において、緊急情報発信（一斉メール）の配信不能、連絡網の遅延、電話回線の不通、気象状況の急変などの事態も予測されます。

ご家庭でも災害状況から判断される適切な対処を親子で話し合ってください。最も大切な「子どもの命を守る」ということを考えての対応をお願いします。

緊急時の本マニュアルが有効に運用されるためには、保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

③ 住居形態によって、下校後の児童の対応が異なります。

一戸建ての住宅の場合は近隣の住民との連携、集合住宅の場合、オートロック式の入り口の問題等も含め、保護者不在の家庭の児童の安全をどのように図っていくか、近隣の方々や親しい方々と防災対策について話し合い、お子様にも周知するようお願いいたします。

④ 災害はいつ起きるかわかりません。

《お子様が登下校中の場合》

ア、建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない場所へ避難するように、日頃から注意を促しておきましょう。

イ、登校中、下校中は児童自らの判断が必要となります。

- 安全に気をつけて、登下校する。
- 災害が起きた時、安全な場所（公園、集会場等）に一時避難し、近隣の大人の指示を求める。

《お子様が家庭にいる場合》

ア、自宅待機等の場合には、外出をしない、火を使わない等の安全対策ルールを守らせてください。

⑤ 家庭内で防災に関する話し合いをしましょう。

- ア、低学年（１年～３年）で学童保育にお子様を通わせているご家庭では、学童保育との連携を密にして、学童保育の方へ連絡、確認をお願いします。学童保育と小学校は管轄が異なりますので、学校に学童保育の諸対応を問い合わせても、わからないこともありますのでご了承ください。
- イ、学童に通っていない児童及び高学年の児童の保護者が災害時不在の場合には、地域内や保護者間で児童の安全を確保できるように普段から話し合っておいてください。
- ウ、放課後子ども教室「けやきッズ」に申し込んで、お子様が参加しているご家庭では、放課後子ども教室のスタッフの方と連携を密にしてください。
- エ、児童が下校した時に保護者が不在の場合の対応。
普段から行き先を書いたメモを残すなど、不在の場合の家庭内での対応策について話し合ってください。保護者の居場所は常にお子様に伝えておいてください。

⑥ 「メール配信サービス」（一斉メール）に登録をお願いします。

緊急時には、学校の体制、保護者へのお迎えのお願いなどを若松小の緊急情報発信（一斉メール）で連絡することになります。

できる限り、緊急情報発信（一斉メール）へ登録くださいますようお願いいたします。また、一斉メールが受信できなくなった場合は、速やかに副校長まで連絡ください。

他にも家庭の中でできる防災活動はいろいろあります。

- 家族は離れ離れになった時の連絡方法や避難場所の確認。
- 家具の転倒・落下の防止対策。
- 消火器や救急箱などの置き場所の確認。
- 防災ノート「東京防災」の活用 ※
※東京都から平成２７年９月に各家庭及び学校に配布されました。
- 地域の防災訓練に親子で参加 等々。
家庭内で、防災意識を高めてください。

学校と協力し合い、児童全員の安全を守っていきましょう。

2. 災害時の学校側の対応

(1) 台風接近等の対応について

① 登校時に関わること・・・

基本的には登校に関して一斉メールで連絡します。
下記事項を確認して、対応をお願いします。

- 午前7時現在で、府中市（多摩北部地域）に暴風警報または特別警報（現象の種類は問わない）が発令されている場合、休校となります。

（大雨警報や注意報等は該当しませんのでご注意ください）。

② 下校時に関わること・・・

随時、一斉メール、ホームページ等で連絡します。

- ア、下校時に暴風警報または特別警報（現象の種類は問わない）が発令されている場合には、児童を学校に待機させます。

暴風警報がいつまでも解除されない場合の対応（保護者の引き取り等）につきましても、随時、一斉メール等で発信します。

- イ、下校時に暴風警報が解除されている場合でも、

台風の予想進路や速度など状況が急変し、児童の帰宅が危険と判断した場合また大雨等の影響による道路の冠水により、安全に歩けない状況にある時には学校待機となります。その場合には、引き取りをお願いすることもあります。

また、安全に歩いて帰ることができるかと判断した場合には、一斉集団下校を実施します。その場合も連絡します。

- ウ、状況によっては、下校時刻を早めたり遅らせたりすることもあります。

その場合にも、随時連絡します。

③ 翌日に関わること・・・学校より通知にて、翌日の対応について連絡します。

なお、災害時の対応について、府中市教育委員会の対応が発生した場合には、その対応に従います。その場合も一斉メール等で、連絡します。

※テレビ・ラジオ、「気象庁」のホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
で「多摩北部」の警報・注意報の発令を確認してください。

(2) 警戒宣言が発令された場合

国で定められた大規模地震対策措置法の判定会議後、東京地方に警戒宣言が発令された場合には、確実に児童を保護者に引き渡すことができるように、以下の対応についてご理解とご協力をお願いいたします。

- ① 警戒宣言は、市役所の防災無線によるサイレンや放送、消防車、パトカー等の巡回による広報などで伝えられるほか、テレビ・ラジオ等でも放送されますので、日頃から注意してください。

なお、学校からは、警戒宣言の発令に関する連絡は行いません。

- ②登校前に発令された場合には、そのまま自宅待機になります。

- ③児童が在校中に警戒宣言が発令された場合には、原則として授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業になります。発令直後に保護者への引き渡しを行いますので、お子様を引き取りにご来校ください。

- ④ 児童を引き渡す際には、学校に提出していただいている「緊急時引き取り者名簿」をもとに、名簿に記載されている方に、帰宅先を確認してから、児童を引き渡します。

※引き取りのない児童については、引き取りの方が来られるまで、学校で保護します。

- ⑤警戒宣言解除につきましても、テレビ・ラジオ、市の広報等によって情報を得るようになしてください。解除後の授業再開の時期については、下記の通りです。

○午前6時現在で解除されている場合・・・・・・・・・・・・・平常通りの授業

○午前6時以降に解除された場合・・・・・・・・・・・・・当日休校とする。

(3) 府中市で大規模の地震（震度5弱以上）が発生した場合

1. 児童が在籍していた場合

- ① 原則として、特別警報発令中は学校待機、帰宅可能な場合には保護者への引き渡しを実施します。

一斉メール、若松小ホームページ等により連絡します。

- ② 保護者が引き取りに来るまで、学校で責任をもってお子様を保護いたします。

2. 児童が校外（遠足等）にいた場合（基本的に1と同じです）

- ① 児童の安否を確認後、学校から一斉メール、ホームページ等の連絡により、児童の状況と対応方法等についてお知らせします。

※ メール配信不能、電話回線の不通等の事態が生じた場合には、

災害ダイヤル171（本文7ページの利用方法参照）により連絡します。

- ② 帰校が可能な状況であれば、帰校し、保護者への引き渡しを実施します。

- ③ 帰校できない状況（交通網遮断等々）の場合には、現地の災害対策本部等の指示を受け、その時点での適正な対応を考え、実施します。

（帰校が困難な場合には、現地までお迎えに来ていただくことも考えられます。）

3 児童が登下校中の場合

日頃より、登下校中に大地震が発生した場合のお子様の対応について、ご家庭で話し合い、徹底しておいてください。

（例）各家庭の地理的条件や交通状況等を勘案して、地震発生状況に応じて判断できるようにしておく。

- ・学校に行く
- ・家庭に帰る
- ・近隣の〇〇への避難
- ・その他

◎ 以上のお示ししました対応につきましては、現在考えられる基本的な対応です。緊急突発的な災害等が生じた場合には、より適正な方法を考え実施いたします。

災害用伝言ダイヤル171（災害ダイヤル171）

災害時、メール配信不能や電話回線不通などの状況になった場合、安否の確認などには、NTTの災害用伝言ダイヤル（災害ダイヤル171）を活用します。

① 「171」をダイヤルします。

[ガイダンス]

「こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。

録音される方は「1」、再生される方「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。」

② 再生「2」を選択する。

[ガイダンス]

「被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の

電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。」

③ 若松小学校の電話番号「042-364-1771」を入力する。

※ 伝言ダイヤルセンターに接続されます。

[ガイダンス]

「電話番号「042-364-1771」の伝言をお伝えします。

プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと「#（シャープ）」を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。

なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。」

④（プッシュ式電話の場合）「1」「#（シャープ）」を押す。

（ダイヤル式電話の場合）そのまま待つ。

[プッシュ式電話の場合のガイダンス]

新しい伝言からお伝えします。

伝言を繰り返すときは、数字の「8」のあと「#（シャープ）」を、次の伝言に移るときは、数字の「9」のあと「#（シャープ）」を押してください。

[ダイヤル式電話の場合のガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。

④ 伝言が再生されます（30秒以内なので、要点のみお知らせします）。

[伝言の例] 若松小学校です。現在、児童は校庭に避難して全員無事です。
児童の引き渡しを行いますので、引き取りをお願いします。

[プッシュ式電話の場合のガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される場合は、数字の「3」のあと、#（シャープ）を押してください。【伝言の追加はできません。そのままお待ちください】お伝えする伝言は以上です。

[ダイヤル式電話の場合のガイダンス] お伝えする伝言は以上です。

※上記②再生「2」を選択する操作で、「1」を選択すると伝言を吹き込む操作になります。誤って若松小学校の災害ダイヤルに伝言を入れたり、無言の登録をしたりしないよう、お気をつけください。

若松小防災マニュアルの概要

「災害時の学校の対応」

1. 台風等が接近した場合における対応

- ① 登校時に関わること・・・一斉メールで連絡

午前7時現在・・・「多摩北部（府中市）」地域に暴風警報または「特別警報」発令中

→休校となります。

- ②下校時に関わること・・・随時連絡発信（下校が早まる場合等）

ア、下校時に暴風警報または「特別警報」発令の場合 →学校待機

イ、下校時に暴風警報または「特別警報」解除の場合でも帰宅が危険の場合 →学校待機

- ③翌日に関わること・・・（必要があれば） →学校より連絡

※ テレビ・ラジオ、「気象庁」のホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

「多摩北部」の府中市の警報・注意報の発令を確認してください。

2. 警戒宣言が発令された場合における対応

- ①登校前に発令された場合 →解除まで自宅待機

- ②在校中に発令された場合 →引き渡し

その後、発令解除まで自宅待機

3. 府中市で大規模地震（震度5弱以上）発生の場合における対応

- ①在校中の場合 →学校待機及び引き渡し（学校より連絡）

- ②校外（遠足等）にいた場合

ア帰校可能な場合 →帰校後、引き渡し(学校より連絡)

イ帰校困難な場合 →現地まで迎えに来ていただく場合もある(学校より連絡)

4. 府中市に「特別警報（現象の種類を問わない）」が発令された場合

- 在校中に発令された場合 →解除まで学校で待機 ※

※保護者の方が、引き取りに来られた場合は、引き渡します。

5. 保護者への連絡方法

緊急情報発信（一斉メール）、若松小ホームページ、災害ダイヤル171 等

府中市立若松小学校